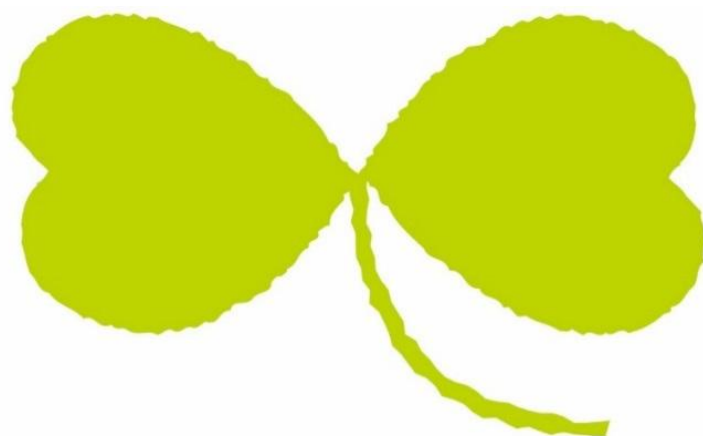


令和8年度

園生活のしおり



あしたば

明日葉保育園

青井園

株式会社 あしたばマインド

目 次

- 1、 事業目的及び保育理念
- 2、 会社概要
- 3、 開園日・開園時間
- 4、 保育所の概要
- 5、 職員体制
- 6、 職員の職種、員数及び職務の内容
- 7、 提供する保育等の内容
- 8、 利用の開始及び利用の終了に関する事項
- 9、 保育の一日の流れ
- 10、 園生活に必要な持ち物
- 11、 食事の提供について
- 12、 健康診断・発育測定について
- 13、 日々の健康管理について
- 14、 感染症について
- 15、 緊急時・非常災害時の対策
- 16、 ご家庭との連絡方法
- 17、 虐待等防止のための措置
- 18、 園加入の保険
- 19、 運営委員会について
- 20、 個人情報の取扱いについて
- 21、 その他利用にあたっての留意事項
- 22、 ご意見・ご要望などの申し出窓口について

1、 事業目的及び保育理念

【事業目的】当園は児童福祉法等の諸規定に従い乳幼児に必要な保育及び子育て支援を行います。

【保育理念】「子どもの明日を育み、今日を支える」

明日葉の花言葉は「旺盛な活動力」

私たちは、子どもが毎日を豊かに過ごせる保育を通じて、

明日をたくましく生きる力を育みたいと考えます。

そして、子どもの健やかな成長を願うご家庭や地域社会とのコミュニケーションを大切に、より良い今日をサポートします。

- 【保育目標】
- ・自分も人も尊重できる子ども
 - ・自分で考えて正しいことを選び取れる子ども
 - ・心も体も健やかな子ども
 - ・思いを適切に表現できる子ども

2、 会社概要

【事業者】株式会社あしたばマインド

【代表者】代表取締役 大隈 太嘉志

【資本金】5,000万円

【本社】東京都港区三田 3-5-19 住友不動産東京三田ガーデンタワー3階

TEL : 03-3453-3335 FAX : 03-3453-3336

【事業内容等】保育所の運営

3、 保育所の概要

【名称】明日葉保育園青井園

【住所】〒121-0012 東京都足立区青井 4-6-21

TEL : 03-5888-6723 FAX : 03-5888-6723

【開所日】平成 29 年 4 月 1 日

【対象年齢】生後 57 日目～小学校就学前まで

【入所定員】

0 歳 児	1 歳 児	2 歳 児	3 歳 児	4 歳 児	5 歳 児	合 計
つくし	たんぽぽ	すみれ	ちゅうりっぷ	さくら	ひまわり	
6 名	10 名	10 名	13 名	13 名	13 名	65 名

【保育事業内容】月極保育、延長保育、育児相談、地域子育て支援事業他

【特色ある保育プログラム】食育、リトミック、体操、英語など

【評価制度】第三者評価機関による事業評価を受審します。

【囑託医】

病院名	ご小児科クリニック
住所	足立区一ツ家 3-24-25
電話番号	03-3859-8555

【建物】鉄骨造 2 階建 441.28 m²

【施設の内容】0歳児室：19.8 m² 1歳児室：33 m²

2～5歳児室：97.02 m²

調理室：20.79 m² 事務室・医務室：12.42 m²

4、 開園日・開園時間

【開所時間】7時00分～20時30分

- 通常保育…通勤時間や勤務時間を考慮し、保育時間を決めさせていただきます。
- 短時間保育…ご家庭の状況を考慮し、8時30分～16時30分の間で保育時間を決めさせていただきます。(産休・育休取得中や求職中など)
- 延長保育…原則 1歳クラス以上。決定した保育時間によっては、延長保育の申請をしていただきます。月極利用またはスポット利用、どちらになるかは個別にご相談ください。
- 延長保育時間…朝延長 7時00分～7時30分
A延長 18時31分～19時30分
B延長 19時31分～20時30分
- 慣れ保育…新規に入園(転園)する園児は、集団生活への適応等を目的として、入園後に通常の保育の短い時間に設定し保育する「慣れ保育」があります。期間については、児童の状況によって異なります。→「8-(3)慣れ保育について」参照)

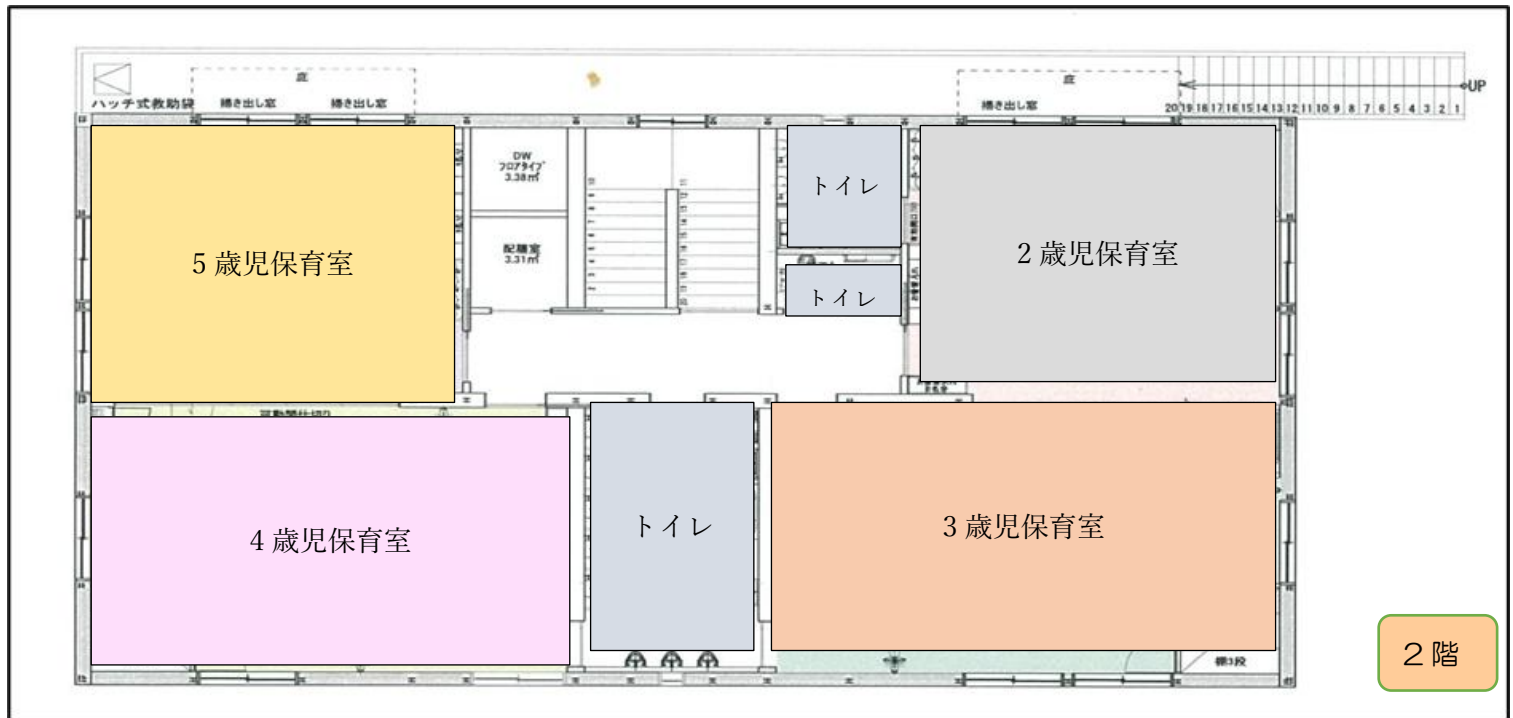
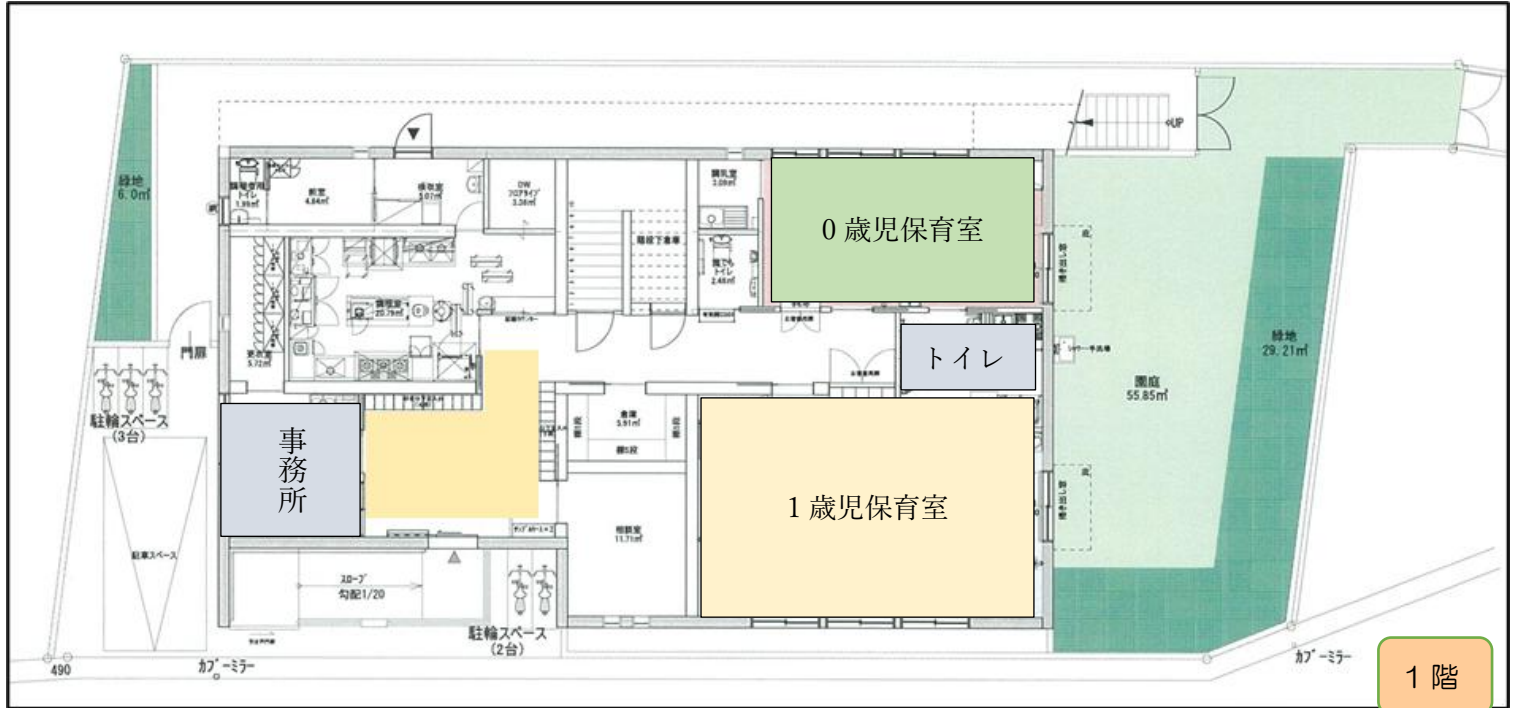
【休園日】日曜日、祝祭日、年末年始(12月29日～1月3日)

※非常災害、その他事情があるときはご家庭での保育をお願いする場合があります。

【安全対策】

- 毎月1回、火災・地震・水害・不審者侵入などを想定して消防防災訓練を行います。
- 玄関はオートロック施錠で関係者以外の方が簡単に侵入できないようにしています。
- 学校110番を設置し、職員が異常を感じたときにはボタン1つで5分以内に警察官が駆けつける体制をとっています。
- セコムの警備を導入し夜間の不審者侵入を防ぎ、日中はココセコムのボタンを押すことでセコムの警備員が駆け付けます。

【園内見取り図】



5、 職員体制

児童福祉法及び足立区の定める職員配置に基づき、園児数に応じた職員数を配置します。
また、開所時間には、必ず 2 名以上に保育従事職員を配置し、保育に当たります。

6、 職員の職種、員数及び職務内容

(1) 園長：1 人

職員及び業務を一元的に管理し、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、利用する児童を全体的に把握し、園務をつかさどる。

(2) 主任保育士：1 人

園長を補佐し、保育の内容について他の保育職員を統括するとともに、保護者からの育児相談、地域の子育て支援活動等の支援を行う。

(3) 保育士：10 人

保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連携の業務を行う。

(4) 看護師：1 名

保育に従事すると同時に、利用する子どもや職員の健康管理を行い、保健計画の立案、実施、記録及び家庭連携の業務を行う。

(5) 栄養士：1 名

利用する子どもの発達段階に応じ、必要な栄養量等を計算しながら、離乳食・幼児食の献立を作成するとともに、給食調理を行う。

(6) 調理員：2 人

栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつ等の調理を行う。

(7) 嘱託医：1 人

利用する子どもの健康診断および健康管理を行う。

7、 提供する保育の内容

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

当園は「厚生労働省が定める基準」に従い、保育所保育指針（平成 30 年厚生労働省告示 117 号）が示す特定教育・保育及び時間外保育を提供する。

(2) 食育プログラムの実施

栄養士による食育プログラムを実施する。

(3) リトミックの実施

専門講師によるリトミックを実施する。

(4) 体操プログラムの実施

グループ法人所属の講師による体操を実施する。

(5) 英語の実施

グループ法人所属講師による英語教室を行います。

8、 利用の開始及び終了に関する事項

当園の利用は、市町村から特定教育・保育の実施について委託を受けたときに開始するものとする。また、終了する場合は次によるものとする。

- ① 利用する子どもが小学校に就学するとき。
- ② 利用する保護者が児童福祉法その他関係法令に定める保育を必要とする要件に該当しなくなったとき。
- ③ その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

9、 保育の1日の流れ *時期により異なります。

(1) 登園・降園について

- ・登降園時はインターホンに向かってIDカードを提示し、お忘れの際はお子さまのクラスと名前をお伝えください。
- ・登園は9:00までをお願いします。やむを得ず遅れる場合はご連絡をいただいた上で、遅くとも11:00までには登園してください。
- ・当日の欠席は9:00までにコネクトまたは電話にてご連絡ください。
- ・送迎は保護者又は保育園に届け出ている方が責任をもって行ってください。
小中学生の送迎は、事件や事故防止の観点からお断りしています。
- ・ベビーカーで登園される方は園の玄関横のベビーカー置き場に置き、登降園に利用するお子様のヘルメット、抱っこ紐等は子どもの荷物かけに置いてください。
尚、園では、破損・紛失等の責任は負いかねますので、ご了承ください。
- ・園まではなるべく徒歩でお越しください。自転車の利用は可能ですが、歩道等に停めずに必ず駐輪場をご利用ください。園では日中お預かりできません
- ・車での送迎はお断りしています。やむなく車で送迎される場合は必ず近隣のコインパーキングをご利用ください。

(2) 延長保育について

- ・18時31分から20時30分は延長保育時間になります。ご利用にはスポット利用と月極利用があります。
- ・最終降園時間は20時30分です。20時30分以降の保育は行っておりませんのでこの時間までに必ずお迎えに来てください。

※園周辺での路上駐車は絶対におやめください。

	0歳児	1・2歳児	幼児
7:00	朝延長保育開始		
7:30	順次登園・視診・異年齢保育 通常保育開始		
8:00	各クラスに移動・自由活動		
9:00	おやつ		自由活動
9:30	クラス活動（午前睡）	クラス活動	朝の会
9:45			クラス活動
11:00	離乳食・授乳	給食	
11:15			
11:40	午睡	給食	
12:00			
13:00			
15:00	起床	起床	起床
15:10	おやつ・授乳	おやつ	おやつ
16:00	自由活動	自由活動	帰りの会・自由活動
17:00	異年齢保育・補食・順次降園		
18:31	通常保育終了・夕方A延長		
19:31	夕方B延長		
20:30	延長保育終了		

●利用料金

1. 月極延長保育料（補食代含む）

時間帯	朝延長 7:00~7:30	A延長（夕1時間） 18:31~19:30	B延長（夕2時間） 18:31~20:30
1歳以上児	2,500円	4,000円	10,000円
0歳児	3,750円	6,000円	15,000円

延長保育ご利用の際は
園にご相談ください。

2. 月極延長保育料（夕食希望の方）

時間帯	B延長（夕2時間） 18:31~20:30
1歳以上児	13,000円
0歳児	18,000円

完了期に移行していない
お子様は補食の提供が
できません。
そのため、お子様の栄養
面などを考慮し、延長保育
をお断りしております。
ご了承ください。



3. 一時延長保育料（スポット）

時間帯	朝延長 7:00~7:30	A延長（夕1時間） 18:31~19:30	B延長（夕2時間） 19:31~20:30
1歳以上児	400円	800円	2,000円
0歳児	600円	1,200円	3,000円

- ・ 【 1. 月極延長保育料料金 】 は、補食代が含まれます。
B延長（夕2時間）より夕食提供が可能です。希望する場合の月極保育料は
【 2. 月極延長保育料 】 の通りです。
突発的に延長保育が必要となった場合や短時間認定の方、A延長（夕1時間延長）でその時間を
超過した場合の延長料金は【 3.一時延長保育料 】 の通り別途請求となります。
★ 月極延長を利用する場合
 - ・ 延長保育を利用する場合は、事前に利用申し込みが必要です。
必ず前月の20日までに必要書類を記入し、お申し込みください。
★ 一時延長保育（スポット）を利用する場合
 - ・ 補食をご希望の方は、利用する当日15時までに保育園にご連絡ください。
 - ・ 夕食をご希望の方は、利用する1週間前までにお伝えください。
- ※ 食材確保の関係で、期限が過ぎてしまうと補食・夕食のご提供ができませんのでご了承ください。

必ず閉園時間（20時30分）までのお迎えをお願いします。

※延長保育利用料は月末に締め、翌月20日にコネクトにご登録いただいているお口座より振替させていただきます。

（3）慣れ保育について

2週間から1カ月かけて行います。お子さんの状態や申請時間の状況により、
担任と相談して進めていきます。

初めて保護者のもとを離れての環境でお子様にとって想像以上に緊張し、疲労します。
無理に短期間で慣らし保育を終わらせようとする、体調を崩し思わぬ病気を発病することや、
逆に慣れるまで長期間を必要とすることもあります。

お子様がスムーズに保育園の環境に慣れていけるよう、不安な気持ちに寄り添いながら
短時間の保育から始めていきます。

生理的欲求（食事、排せつ、睡眠）が保育園で十分満たすことが出来るようになり、
園生活が快適に過ごせるまでに、14日から30日程度（お子さんの気持ちによって
異なります）の期間が必要と考えています。

慣れ保育期間へのご理解ご協力をお願い致します。

10、園生活に必要なもの

※持ち物には必ず記名をお願いします。

下記のは園でご用意いたします。

お手紙入れ

敷布団（週末）	○	○	○	○	○	○	タオルケット・バスタオル・毛布など 1枚
かけ布団（週末）	○	○	○	○	○	○	タオルケット・バスタオル・毛布など 1枚
上履き（週末）				△	○	○	3歳児は利用前にお知らせします
園庭用の靴（月末）	△	○	○	○	○	○	0歳児は歩行が可能になったらご用意ください
冬：外遊び用の上着	○	○	○	○	○	○	11月頃から使用します フードなしの上着をご用意ください

※ 髪を結ぶ時のヘアピン・飾りのついたゴム・シリコンゴムはご遠慮ください。

※ 掛け布団はお子様に合わせてご自由にご持参ください

避難用グッズとして以下のものをジッパー付きの袋に入れてご用意ください。袋にも記名をお願いいたします。

避難用グッズ	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	備考
衣類着替え	1組	1組	1組	1組	1組	1組	
おむつ	○	○	○	△			3～4枚 (3歳児は必要な園児のみ)
パンツ				○	○	○	
靴	△	○	○	○	○		

服装の目安

- ① 清潔な衣服
- ② 泥、絵具などで汚れてもよい
- ③ 伸縮性があり自分で着脱が比較的容易な衣服
- ④ 集団生活をする中で安全な衣服

普通の保育中の服装として適さないもの

- ① 自分で着脱が難しい
(生地の硬い服、タイツや、背中や腰のチャックやボタン、チャックやホックのスボンなど)
- ② 大切なおしゃれ服
(破れる事、汚れる事が困る服)
- ③ 集団生活の中で危険がある服
(フードや紐付、スカート、スカートとズボンの一体化の服などの引っかかりやすい物)
・裏起毛の服・スボン等もお控えください。



子どもが思いきり走ること、泥遊びや絵具遊び等ができる服装が、

想像力や感性を育てていくために良いと考えています。

可愛いけれど自分で着脱が難しい服は、「自分でやりたい」という気持ちの芽生えを摘み取ってしまいます。

「自分でできた」という喜びや自信を持てることを大切にしたい事から伸縮性の高い素材など、着脱の容易な服装をお奨めしています。

11、食事の提供について

(1) 給食・おやつ提供

- ・当園では、給食及びおやつを園内厨房にて手作りをしています。
- ・離乳食はお子様の月齢に応じて提供いたします。
- ・全年齢児が完全給食ですので、お食事に関してご用意いただくものは特にありません。

(2) 献立

- ・栄養士が作成した栄養バランスを十分に考慮した彩り豊かな献立をもとに、新鮮で安全な食材を使用し、調理を行います。
- ・献立表及び当日の食事サンプル写真を園に掲示・展示し、保護者の皆様をご覧いただけます。
- ・季節の行事やお誕生祝いなどの時は特別メニューを用意し、お子さまが食事を楽しめるように工夫しています。

(3) アレルギー及び宗教等への対応

- ・食材アレルギー及び宗教等で食べることができないものがあれば、入園時に栄養士にご相談に応じ、代替えや除去などの対応を行います。
- ・対応には「除去食開始申請書」と「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」(アレルギー対応のみ)の提出が必要です。
- ・アレルギー対応の場合、入園後も受診の都度提出していただきます。
また、食事相談やアレルギーに関する個別相談にも応じます。

※除去食や代替食は医師の指示のもと行います。

※毎月栄養士が献立の確認を行い、ご家庭と相互で確認を行います。

※除去食は状況に応じて器材なども分け、別行程で調理しています。

(4) 延長保育時の対応

- ・補食は18時ごろを目安に提供いたします。
→補食代は延長保育料に含まれております。夕食の関係で不要な場合はお声がけください。
→延長保育はできるだけ前日までにお申し込みください。食材の準備の関係で、直前のご連絡の場合には補食のご提供ができない場合がございます。

12、健康診断・身体測定について

(1) 入園前健康診断

入園時には必ず健康診断を受け、所定の「入園前健康診断書」をご提出ください。

(2) 定期健康診断

- ・0歳児は毎月、1歳児～5歳児は年2回、嘱託医による健康診断を行います。
- ・年1回、歯科嘱託医による歯科検診を行います。

(3) 身体測定及び検査

- ・毎月、身長及び体重測定を行い、結果をお知らせいたします。
- ・6月、11月は頭囲と胸囲の測定を行います。(年2回)

13、日々の健康管理

保育園は原則的に健康なお子様をお預かりする場所です。薬を飲んでいる、室内で安静に過ごさなければならぬお子様は健康な状態ではありませんので保育園で保育をすることができません。体調が万全でないまま登園させてしまうと、結果的に病気が長引く事、時には重篤化してしまうことがあります。また、お子さま同士の感染を防ぐためにも、ご家庭でしっかりと休養をお取りいただくか、どうしても仕事をお休みできない場合は病児・病後児保育をご利用ください。

<登園を控えることが望ましい状態>

発熱	<ul style="list-style-type: none"> • 37.5℃以上の発熱または平熱より1℃以上高い • 24時間以内に解熱剤を使用している • 24時間以内に38℃以上の熱が出ていた
下痢	<ul style="list-style-type: none"> • 24時間以内に2回以上の水様便がある • 食事や水分を摂ると下痢の症状がある • 下痢に伴い、体温がいつもより高め • いつもより排尿が少ない • 不機嫌、元気がない
嘔吐	<ul style="list-style-type: none"> • 24時間以内に2回以上の嘔吐がある • 嘔吐に伴い、体温がいつもより高め • 食欲がなく、水分も欲しがらない • 不機嫌、元気がない
咳	<ul style="list-style-type: none"> • 夜間しばしば咳のために起きる • 喘鳴や呼吸困難がある • 37.5℃以上の熱を伴う • 食欲がなく、水分も欲しがらない • 少し動いただけで咳がでる
発疹	<ul style="list-style-type: none"> • 発熱とともに発疹がある • 発疹を伴う感染症が流行しているなか、発疹が出てきている • 発疹の範囲の拡大、増えている • 口内炎のため食事や水分が摂れない
頭部打撲	<ul style="list-style-type: none"> • 24時間以内に頭部をぶつけた場合 • 椅子等からの転落、どこをぶつけたかわからない場合

解熱剤を使った後に熱が下がっているのは薬が効いているためであり、病気が治っているわけではないとご理解ください。

感染性胃腸炎などは下痢や嘔吐など症状が落ち着いていても、人にうつしてしまうことがあります。流行時には病院で診察をうけていただきますようお願いいたします。

咳には様々な原因があります。咳の種類や発熱の有無、嘔吐など他の症状にも注意しましょう。

発疹を伴う病気には様々なものがあります。受診の結果、感染のおそれがないと診断されてから登園してください。

一見何も様子でも頭の中で出血していることも考えられるため24時間は異常がないか自宅で様子をみてください。

(1) 登園時

登園前に必ず検温していただき、37.5℃以上ある場合は登園をお控えください。

●毎朝、お子様を職員に預ける際は以下のことをお伝えください。

- ◇お子様の健康状態（食欲・体温・便の状態・機嫌など）がいつもと様子が違う場合は必ず口頭でお知らせください。
- ◇発疹・咳・鼻水・嘔吐・下痢・頭部外傷等がないかあった場合
特に頭部外傷については、時間経過とともに症状が出てくる場合がございますので、受傷後 24 時間はご自宅で安静にし、受診の協力をお願い致します。
- ◇ケガをした場合はけがの箇所や、その時の状況など。
- ◇絆創膏やホクナリンテープなどを貼っている場合はその箇所。
貼る際は、貼った日と名前をご記入ください。
絆創膏は傷の保護目的のみにご利用ください。
- ◇薬を服用している場合は種類と最終服用時間。

※発熱後は解熱から 24 時間が経過するまでは登園をお控えください。

※予防接種後は副反応の心配があるため接種後の登園は控え、その後もご家庭で静かに過ごしましょう。降園後が休みの日に接種することにご協力ください。

→予防接種を受けた時は、連絡帳にご記入の上、口頭でもお知らせください。

(2) 保育園で具合が悪くなったら

保育園ではお子様の様子をよく観察し、体調が悪くなったときは早めにお知らせいたします。

園からお迎えのお願いをした際には速やかにお迎えの調整をお願いします。

お子様の様子を
連絡するとき



- ① 37.5℃以上の発熱、または平熱より 1℃以上高い
- ② 嘔吐・下痢が続く場合
- ③ 感染症の疑いがある場合
- ④ ケガや緊急の場合
- ⑤ その他（腹痛・発疹等 受診必要の疑いのある時）

※体調不良時はお子様も不安なものです。できるだけ早いお迎えをお願いします。

※発熱や嘔吐などで早退した場合、症状が治まってから 24 時間は自宅保育のご協力をお願いいたします。

(3) お薬について

保育園では原則として、お薬はお預かりしていません。

- ・主治医が乳幼児に処方した薬は、その保護者が与えるべきものとなっています。
病院で薬が処方されることになった場合には、保育園に通っていることを伝え、1日2回（ご家庭で服用できる時間帯）の処方を医師に相談しましょう。

薬を飲んで、室内で安静に過ごさなければならぬお子様は健康な状態ではありませんので保育園で保育をすることができません。体調が万全でないまま登園させてしまうと、結果的に病気が長引いてしまい、時には重篤化してしまうことがあります。
ご家庭でしっかりと休養をお取りいただくか、どうしてもお仕事をお休みできない場合は病児・病後児保育をご利用ください。

※園で与薬ができるのは、医師の処方箋による薬のみです。与薬が必要な場合は、「与薬するお薬 1 回分」「薬の説明が書いてあるもの」「与薬依頼書」の3点すべてに記名をして、保育士または看護師に手渡しをしてください。



園では子どもの肌に合わないこと、アレルギー反応を起こす可能性がある薬品が含まれていることから、市販のお薬はお預かりしていません。
朝食・夕食後などに投薬するお薬は、登園前または登園後に保護者の方が行ってください。

(4) その他

- ・ダイアップ（小児用抗痙攣薬）やエピペン（アナフィラキシー補助治療剤）を預ける場合は事前に看護師または園長にご相談ください。

お預かりする際は別途面談を設けさせていただきます。

14、感染症について

登園許可証が必要な主な感染症	
病名	登園の目安
インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで
新型コロナウイルス	発症後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで無症状の場合は検査日を0日として5日経過するまで

百日咳	特有の咳がとまるまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹（はれ）が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
風しん（3日はしか）	発しんが消失するまで
水疱（みずぼうそう） 帯状疱疹	すべての発疹がかさぶたになるまで
咽頭結膜熱（プール熱） アデノウィルス	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核	病状により医師において （感染のおそれがないと認めるまで）
髄膜炎菌性髄膜炎	
腸管出血性大腸菌感染症	
流行性角膜炎（はやり目）	
急性出血性結膜炎	

下記の病気については医師から登園可能と判断を受けたうえで保護者が記入した登園届が必要になります。（登園の目安については、診察した医師の判断によります）

溶連菌感染症	治療開始後24時間経過し、発熱なく、全身状態が良いこと
伝染性紅斑（りんご病）	全身状態が良いこと
ヘルパンギーナ	発熱がなく口腔内の水疱・潰瘍の影響が少なく 普段の食事がとれること。
手足口病	
感染性胃腸炎	発熱がなく嘔吐、下痢等の症状が治まり、 普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	症状が改善し全身状態がよいこと
マイコプラズマ肺炎（感染症）	

※の感染症に関しては医師の診断のもと、保護者の方が記入してください

●登園届が必要な感染症

- 園内に感染症が出た場合は、コネクトのメール配信にてお知らせします。
- 保育園では感染症の早期発見・早期治療に努めていますが、感染症の大半には潜伏期間があるため、**集団生活の中では発見した段階ですすでに他児などへ伝染していることが多々あります。**
また、嘔吐・下痢などの症状では感染症が疑われることもあります。
- 出来るだけ流行を防ぐよう保育の中で対応していますが、集団生活ですので感染する可能性があります。ご理解をお願いします。
- ご家庭でもお子様の様子をよく観察していただき、早期発見・早期治療に留意していただくほか、お休みの日は外出を控え、完治までは登園を控えるなど、感染予防と感染拡大防止にご協力をお願いします。

●注意が必要な感染症

※登園届は必要ありませんが、感染力が強く注意が必要な感染症です。
可能でしたら、お休みをするなどのご協力をお願いします。

感染症名	症状の特徴及び経過	潜伏期間	登園目安
伝染性膿痂疹（とびひ）	虫刺されや湿疹などを掻き壊した皮膚に菌が付き化膿する。掻き壊した手で他のところを掻くと次々に化膿する。	2～10日 長期の場合あり	皮膚が乾燥している、湿潤部位が覆える程度のものであるもの
伝染性軟属腫（水いぼ）	直径1～5ミリ大の柔らかいイボ。中には白いチーズ状（粥状）のものが入っており、ウイルスがたくさん含まれている。これが付着するとうつる。	2～7週間 時に6か月まで	掻き壊した傷から浸出液が出ている時は、被覆すること
アタマジラミ	接触感染（頭髪から頭髪への直接接、衣類や帽子、寝具を介する感染） 多くが無症状であるが、吸血部分にかゆみを訴えることがある。	10～14日	駆除を開始していること

☆発熱後の登園の目安☆

・治りかけの登園では、保護者の方に再び早めのお迎えをお願いするという事も出てきてしまうかもしれません。無理はせず、大事を取るようお願いします。

原則として、**症状が落ち着き集団生活を送れるかどうかという観点からご判断下さい。**

集団で過ごす中で体調が万全でないと、症状がぶり返しやすく、また他児へもうつりやすくなってしまいう可能性もあります。

- ・認可保育園は、**体調が良いお子さんが集団生活で過ごす場所です。**体調不良による個別の対応は充分なご希望に添えない事もありますのであらかじめご了承ください。
お仕事の都合をつける事が難しい時は、病児保育の利用ができるよう事前の登録をご検討ください。

15、 緊急時・非常災害時

(1) 緊急時の対応

保育時間中にお子様の容体に変化があった場合、あらかじめ保護者がしていた緊急連絡先へ連絡をし、囑託医に連絡を取るなどの必要な措置を講じます。

なお、保護者と連絡が取れない場合は、お子さまの身体の安全を最優先させ、当園が然るべき措置を行いますので予めご了承ください。

囑託医：ご小児科クリニック
住所 足立区一ツ家 3-24-25
電話番号 03-3859-8555
救急：管轄消防署 綾瀬消防署
住所 東京都足立区綾瀬 3-17-20
電話番号 03 (3880) 0119
警察：管轄警察署 綾瀬警察署
住所 東京都足立区谷中 4-1-24
電話番号 03 (3620) 0110

(2) 防災訓練

火災や地震などを想定した消防防災訓練（避難・消火・水害・通報・不審者訓練など）を毎月実施します。避難経路や消火器・災害備蓄品の設置場所と使用方法についても日頃から職員全員で周知及び把握し非常に備えています。また、防火管理者を設置し、定期的に消防署から指導を受けます。

(3) 災害時の対応について

登園後に警報等が発令された場合は、お子さまの安全のためにできるだけ早くお迎えに来ていただくようお願いいたします。

災害時に避難発令があった場合は自治体の指示に従い、下記の避難場所に避難します。

※ただし、浸水など水害の恐れがある場合は建物内で垂直避難する場合があります。



●広域避難場所：青井中学校

16、ご家庭との連絡方法

① コネクト	欠席・遅刻・早退などの連絡や日々の連絡帳などご家庭との連絡に利用いたします。連絡帳はできるだけ登園前に入力ください。園からのその日の連絡帳は午睡など午後の活動も記録するため、夕方以降となりますのでご了承ください。
② 掲示板	緊急のお知らせや保育の様子を園内に掲示します。
③ 電話	急な遅刻・欠席・早退・変更連絡をお受けしたり、けがや病気などの緊急の連絡をしたりさせていただきます。
④ 各種おたより	「園だより」「給食だより」「保健だより」を毎月1回、コネクトにて行事予定など園生活に必要な情報を、お知らせします。
⑤ 個人面談	保護者とクラス担任でお子様の様子を話し合います。 年1回の個人面談のほか、育児相談なども必要な時に随時行っております。
⑥ 保護者懇談会	年2回程度行います。 保育の方針や報告、保護者同士の交流を行っています。 園とご家庭、保護者同士のつながりを深める機会として是非ご参加ください。
⑦ お知らせ配信	緊急時に園から一斉配信します。

※大規模災害発生時の際は、①緊急メール一斉発信にて安否状況、避難先等の連絡

※通信網が不安定になった場合は下記を利用します。

②災害時緊急連絡 <<171>> 伝言ダイヤル

17、虐待防止のための措置

児童福祉施設等の職員は児童虐待を発見しやすい立場にあることから、児童虐待防止法第5条において児童虐待の早期発見に努めなければいけない旨が記載されています。同法第6条には虐待を受けている児童を発見したものに通告義務がある旨も記載されています。そのため、保育園では確信がない場合でも通告義務に基づき、関係機関と連携を図り、虐待防止に努めます。

また、利用する子どもの人権の擁護及び虐待防止を図るため、責任者を設置するなどの必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し研修を実施するなど措置を講じるものとする。

18、保険の加入

当園では傷害保険及び賠償責任保険に加入しています。

19、運営委員会について

運営委員を招集し、当園の利用や、保育内容や行事、施設・設備に関する事項などについて協議を行うために、年に2回程度開催します。

運営委員委は設置者の代表、園の責任者、保育事業について知識や経験を有するもの、保育園の利用者の代表によって構成されます。

20、個人情報の取り扱いについて

「個人情報の保護に関する法律（＝個人情報保護法）」の定めるところに従い、個人情報の適切な取り扱いに努めてまいります。取得したお子様や保護者様の個人情報は、下記の目的のために利用させていただきます。

なお、ここでいう個人情報とは、お子様の氏名・生年月日や肖像など、その情報単独または他の情報との参照によって、生存する個人を特定することのできるすべての情報を指します。

入園の際に、個人情報の取扱いに関する承諾書をお渡しいたします。内容をご理解いただき、サインをしてご提出ください。

*利用目的

- ①保育サービスの提供及び向上
- ②保育料など各種費用の請求及び収受、毎日の入退園管理、お子様の安全管理、健康状態など、日常の園児管理全般
- ③園だより・クラスだよりや各種の掲示物、ホームページなど、日頃の園の活動やお子様の様子を内外に伝えるための情報提供（報道などの取材を含む）
- ④各種学術団体・保育団体・自治体などにおける作品出展、研究発表など
- ⑤その他、児童福祉法及び厚生労働省「保育所保育指針」に基づいた保育所の適切な運営及び機能発揮に必要な目的

入園の際に、個人情報の取り扱いに関する承諾書をお渡しします。内容をご確認頂き、ご理解した上で、サインをしてご提出をお願いしております。

保護者の方のご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。



21、 その他利用にあたっての留意事項

○原則として車での送迎は行わないでください。

○原則として投薬は行ないません。ただし、やむを得ない場合は医師の処方によるもののみ、与薬依頼書の提出をもって受けることができます。

○当園では、ほかの利用者に対する一切の宗教活動、政治的活動及び営利活動は行わないでください。

22、 ご意見・ご要望などの申し出窓口について

当園では保護者の子育て支援と子どもの健全育成を目指し、更なる資質向上をするために社会福祉法第82条の規定により、利用者の皆様のご意見・ご要望（苦情を含める）申し出窓口を設置し、意見・要望に対して対応する体制を整えています。

当園における意見・要望などの相談解決責任者、受付担当者、第三者委員は下記の通りです。

① 相談解決責任者：明日葉保育園青井園 園長

住所 〒121-0012 東京都足立区青井 4-6-21

電話番号：03（5888）6723 FAX：03（5888）6724

② 受付担当者：明日葉保育園青井園 主任・担任

住所 〒121-0012 東京都足立区青井 4-6-21

電話番号：03（5888）6723 FAX：03（5888）6724

③ 第三者委員：税理士 野口税務会計事務所

社会保険労務士 (株)吉田労務コンサルティング

連絡先 保育園玄関にて掲示

④ ご意見・ご要望などの受付

◇ご意見・ご要望などは面接、電話、書面などにより受付担当者が随時受け付けます。尚、第三者委員に直接申し出ることもできます。

◇受付担当者が受け付けた意見・要望などを相談解決責任者と第三者委員（相談者が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告します。第三者委員は内容を確認し、相談者に対して、報告を受けた旨を報告します。

◇相談解決責任者は、相談者と誠意を持って話し合い、解決に努めます。その際、相談者は第三者委員の助言や立ち会いを求めることができます。尚、第三者委員の立ち会いによる話し合いは、次により行います。

ア.第三者による意見・要望の内容の確認

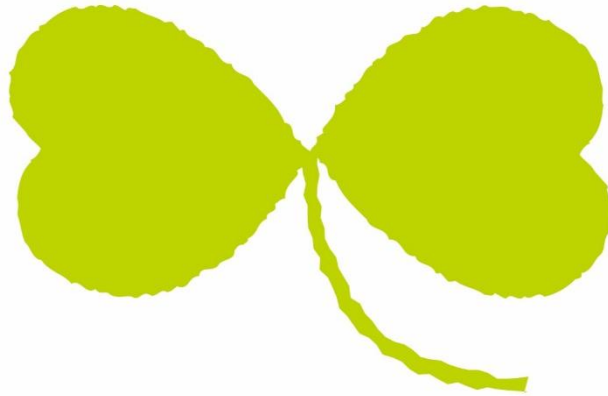
イ.第三者による解決案の調整、助言

ウ.話し合いの結果や改善事項などの確認

⑤ 外部機関のご紹介

足立区担当部署

- ・ 足立区教育委員会 子ども家庭部 私立保育園係 03-3880-5889



あしたば
明日葉保育園